

企業責任の法律入門

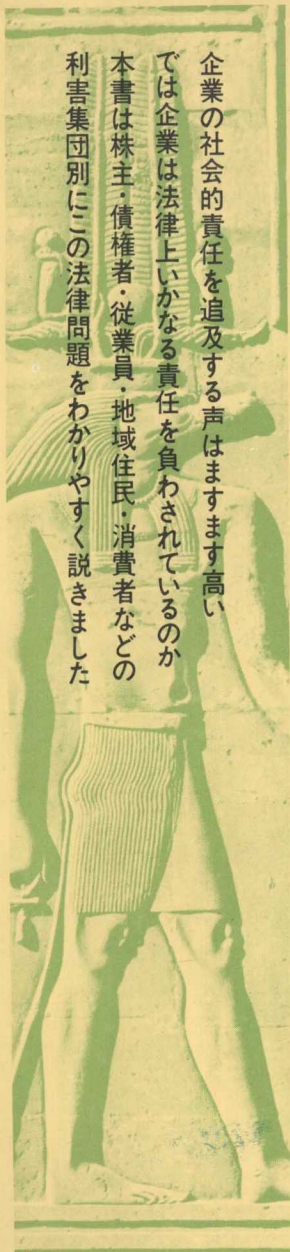
企業の社会的責任を追及する声はますます高い

では企業は法律上いかなる責任を負わされているのか

本書は株主・債権者・従業員・地域住民・消費者などの

利害集団別にこの法律問題をわかりやすく説きました

徳本 鎮・中村 一彦 編





企業責任の法律入門

徳本 鎮・中村一彦編



有斐閣新書

企業責任の法律入門

1979年3月20日 初版第1刷印刷

1979年3月30日 初版第1刷発行 ©

編 者 徳 本 鎮
中 村 一 彦
発 行 者 江 草 忠 允

発行所 株式会社 有 斐 閣 〒101 東京都千代田区神田神保町2-17
電話 (03) 264-1311 振替 東京 6-370
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

落丁本・乱丁本はお取替えいたします 中村印刷・新日本製本

★定価はカバーに表示してあります

はしき

わが国をGNP 大国へと発展させた最大の功労者は企業である。しかし、同時に公害、環境破壊、石油ヤミカルテル事件などの深刻な社会問題を生みだしたのも、ほかならぬ企業である。

企業に対してその社会的責任を追及する声が高まるにつれ、公害関係諸法が制定され、独占禁止法が強化・改正され、学説・判例も企業の責任を重くみる方向で展開している。この動きは、今後ますます増大することはあっても、決して弱まることはあるまい。現代は、まさに「企業責任時代」である。

本書は、企業および企業関係者（経営者など）が、株主・投資者、会社債権者、従業員、地域住民および消費者に対して、法律上どのような責任を負うかを、具体的に分かりやすく説明することを目的として、企画されたものである。

本書の特徴は、およそつぎの三点にある。第一は、編成を従来のように責任の類型や事項別ではなく、企業をめぐ^るる利害集団別に行なったこと、第二に、内容的には民事責任が

中心であり、刑事責任は紙幅の制約上、最後の章に一括したが、いずれの場合も、最近とくに問題となっている「企業の社会的責任」の視点を入れるよう努力したこと、第三に、読者の便宜を考えて、巻末に年表を加えたことである。

われわれは、新しい試みによる本書が、企業の経営者、法務担当者はもちろんのこと、株主・投資者、会社債権者、従業員、いつ被害者になるかも知れない消費者、地域住民など一般市民にも広く読まれ、また大学や講習会におけるテキストないし副読本として利用されることを願っている。

現在の学界で活躍されている研究者のご協力でわれわれは本書を今、世に送ることができた。この機会に執筆^{ちび}者各位に厚くお礼を申し述べたい。また、苦勞して、年表を作成していただいた大和正史氏（神戸大学大学院生）、さらに本書の企画・各執筆^{ちび}者への連絡などで、いろいろとお骨折をいただいた有斐閣編集部の土肥武および田顔繁実の両氏に対しても、心から感謝の意を表したい。

一九七九年一月

徳本 鎮

中村 一彦

◇執筆者紹介(執筆順)////////////////////

- 徳本 鎮(とくもと・まもる) 第1・2章
1928年生れ 現在, 九州大学法学部教授
- 中村 一彦(なかむら・かずひこ) 第1・3章
1928年生れ 現在, 新潟大学法文学部教授
- 上田 宏(うえだ・ひろし) 第4章 1
1925年生れ 現在, 東北学院大学法学部教授
- 島袋 鉄男(しまぶくろ・てつお) 第4章 2
1937年生れ 現在, 琉球大学法文学部助教授
- 柿崎 栄治(かきざき・えいじ) 第5章 1~3
1924年生れ 現在, 山形大学人文学部教授
- 塩田 親文(しおた・ちかふみ) 第5章 4
1928年生れ 現在, 立命館大学法学部教授
- 高橋 貞夫(たかはし・さだお) 第6章
1932年生れ 現在, 西南学院大学法学部教授
- 新美 育文(にいみ・いくふみ) 第7章
1948年生れ 現在, 名城大学法学部助教授
- 浅野 直人(あさの・なおひと) 第8章 1
1943年生れ 現在, 福岡大学法学部助教授
- 布村 勇二(ぬのむら・ゆうじ) 第8章 2
1932年生れ 現在, 金沢大学法文学部教授
- 板倉 宏(いたくら・ひろし) 第9章
1934年生れ 現在, 日本大学法学部教授

目次

第1章	企業とは何か	1
1	企業と現代社会	1
2	企業とは何か	3
第2章	企業責任とは何か	9
1	対外的責任としての企業責任	9
2	民事責任としての企業責任	11
第3章	企業の社会的責任とは何か	20
1	企業の社会的責任	20
2	企業の社会的責任の強化傾向	27
3	責任ある企業社会の到来	33

第4章 株主・投資者に対する責任……………36

1 株主に対する責任 36

- (a) 株主の権利 (b) 企業の株主に対する責任 (c) 経営者の株主に対する責任

2 投資者に対する責任 52

- (a) 投資者保護はなぜ必要か (b) 開示制度 (c) 証券取引自体に対する規制
(d) 取引主体に対する規制

第5章 会社債権者に対する責任……………69

1 企業資本と会社債権者との関係 70

2 一般債権者と貸付債権者に対する責任 76

- (a) 一般債権者に対する責任 (b) 貸付債権者に対する責任

3 社債権者に対する責任 82

4 経営者の債権者に対する責任 85

第6章 従業員に対する責任……………99

1 労使関係の法的構造と企業中的地位 99

2	個別的労働関係における使用者の義務	105
3	集団的労働関係における使用者の義務	112
4	今後の労使関係と企業責任	119
第7章	地域住民に対する責任	127

1	企業と地域住民	127
	(a) 企業は地域住民に何を与えるか	
	(b) 地域住民が企業に要求するもの	
2	企業の地域住民に対する責任	131
	(a) 損害賠償責任を問うための法的根拠	
	(b) 損害賠償責任の成立要件	
	(c) 複数の企業によって地域住民が被害を受けている場合の責任追及	
	(d) 企業が地域住民に支払う損害賠償額	
3	地域住民の企業活動に対する差止請求・監視体制	145

第8章	消費者に対する責任	150
1	民法上の責任	150
	(a) 消費生活と企業のかかわり	
	(b) 消費生活と契約関係	
	(c) 消費者の損害と企業の	

責任

2 経済法上の責任

169

第9章 企業の刑事責任

190

1 企業犯罪の一般的特質

190

2 企業犯罪と刑法の原則

191

3 企業犯罪に対処するための新しい法理

196

4 法人企業自体の処罰

198

5 公害・企業災害をめぐる企業の刑事責任

205

(a) 公害・企業災害と刑事司法 (b) 企業災害と新しい過失論 (c) トップの刑事責任

6 経済取引をめぐる犯罪と企業責任

217

(a) 経済取引秩序維持と刑法の役割 (b) 行政指導による行為の違法性

7 会社犯罪

222

(a) 会社犯罪の特色 (b) 会社犯罪の事例

第1章 企業とは何か

1 企業と現代社会

▼現代は企業社会である

われわれは、毎朝、歯を磨き、洗顔し、食事をする。新聞を読み、洋服を着て、マイカーに乗り、会社や大学へ出かける。帰宅すると、テレビを見たり、たまには家族連れで、スーパーに買物に行く。われわれが使う歯ブラシ、石けん、食糧、衣服、電気製品、車などは、いずれも会社や個人商店で製造され、販売されている。この会社や個人商店が、一般に「企業」とよばれているのである。

企業は、現実にはさまざまな規模で存在している。大企業もあれば、中小企業もある。大企業のなかには、その資産、株主数、従業員数などの点で、一つの国家よりも、はるかにその規模が大きいものもある。アメリカの大会社ジェネラル・エレクトリックの新社長が会社の工場に入ろうとしたところ、彼の顔を知らない夜警のために追い出されてしまったという話がある。アメリカの法律学者バーリ(A. A. Berle, Jr.)は「財産なき支配」という本のなかで、この話は

作り話であると述べているが、この話を信じて疑わ^{うたが}ない者もあるほど、マンモス化しているのが、現代の大企業である。これに対して、家族だけが、あるいはそれに数人を加えただけの少数の小企業も少なくない。数の上ではむしろこの方が多い。

また、企業は、現実にはさまざまな業態で存在している。鉄鋼業もあれば、菓子製造業もあり、銀行業もあれば、ホテル業もある。

このような企業が、われわれの現代生活と、非常に大きなかわりを持っていることは、だれも否定することはできないであろう。人間は生まれてきたからには生きてゆかねばならない。現代社会において人間が生きてゆくための衣・食・住を中心とする各種の生活資料の提供者は企業であり、同時に、その企業は、これらの生活資料を購入するための賃金獲得の場にほかならないからである。

▼企業社会は変貌する

資本主義社会と企業とは、切っても切れない密接な関係にある。企業は資本主義の誕生とともに始まり、その成長期は資本主義の成長期であり、資本主義が批判を受けるときは、企業が批判を受けるときでもある。

わが国をGNP大国へと発展させた最大の功労者は、ほかならぬ企業である。しかし、同時に、今日の公害などの各種の深刻な社会・経済問題を生みだしたのも、企業であることを見落とすことはできない。

財団法人日本総合研究所が行なった東京都民一、〇二六名の企業観に関するアンケート調査（実施時期昭和四八年一月―二月）によると、市民の企業に対するマイナスの評価は、①公害の発生、②政治との癒着、③物価上昇、④管理された社会、⑤下請企業支配、⑥不必要な欲望の発生、⑦寡占による企業支配、⑧新しい貧困の発生、⑨農林水産業の衰退、⑩生きがいの挫折、の順となっており、①から④までに批判の大部分が集中している。もちろん、①経済成長の原動力、②新製品の開発など、プラスの評価もあるが、マイナスの評価の方が、数では圧倒的に多い。

▼いま企業とは何かが問われている

企業の社会に与える影響力は、量質ともにますます増大している。われわれは、このことを無視することはできなくなりつつある。そこで、社会にとって、われわれ人間にとって、企業とは何であるかが、あらためて問われることになる。そして、具体的には、政治・経済・法律など、さまざまな角度から、これを問うことができる。しかし、ここでは、「責任の主体」としての企業を法学的角度から考えることにする。

2 企業とは何か

▼企業という言葉は各種の法令で使われている

たとえば、中小企業近代化資金等助成法、中小企業近代化促進法、中小企業指導法、中小企

業団体の組織に関する法律、中小企業基本法、中小企業等協同組合法、企業合理化促進法、企業担保法、地方公営企業法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法など、「企業」という言葉は、いろいろな法令のなかで使用されている。しかし、「企業」そのものを法的に定義したものは見当たらない。

▼企業の定義には広狭二義がある

経営学者の増地庸治郎博士は「企業とは其の所有者の公私を問わず、生産単位として経営の必要とする財貨と経営より生ずる貨物及び勤労の給付とを所有する独立の組織である」と定義されているが、法律学においても、広義では、これと同様、公企業や営利を目的としない私企業を含むものと言ってよい。公共企業体などによる公害の増加を見る場合、なおのことと言える。

しかし、狭義では、営利行為を行なう私企業だけを意味する。ドイツの商法学者ウィーランド (K. Wieland) によれば、企業はもともと、経済上の概念であるとして、企業概念を利益獲得の目的をもって資本と労働力を結合することに求めている。しかし、わが国の商法学者の多くは、継続的計画的な意図をもって統一ある独立の組織により営利行為を実現することを企業の本体とし、しかも、これを主観的な活動面と、客観的な組織の面との双方から把握しようと試みている。二、三の例を挙げると、西原寛一博士は、企業を「私経済的自己責任負担主義の下に、継続的意図をもって企画的に経済行為を実行し、これによって国民経済に寄与すると

共に（公共性）自己および構成員の存続発展のため収益をあげることを目的とする（営利性）、一個の統一ある独立の経済的生活体である」と定義され、石井照久博士は「企業とは、資本主義経済組織のもとにおける一個の統一ある独立の経済単位であって、継続的計画的な意図を以て資本的計算方法（いわゆる資本に対する利廻り計算）のもとに、営利行為を実現するものを言う」とされ、さらに田中誠二博士は「商法における企業とは、不定量の利潤（収入と支出との差益、すなわち余剰利益のみならず収支適合を目標とする費用充足をも含む）を獲得するために、計画的かつ継続的に資力と労力とを投じて、経済的給付を供給する行為をなし、このための特殊の施設もしくは組織を有する独立の経済単位体である」と解されている。

▼企業は営利を目的とする

ここで、企業概念の細かい論議をすることは、かなり困難であり、また本書ではそれは必ずしも必要ではない。読者の共通理解を得るために、企業概念のメルクマールを、つぎに分説しておこう。

まず個々の企業の目的は、運送とか、造船とか、菓子製造販売とか、具体的にはいろいろあるが、その共通の特色は営利を目的とすることである。企業は「営利性」を要素と言つてよい。資本主義社会においては、基本的には資本の論理が貫徹されるのであり、企業は最大限の利潤を追求する。

これらのことを、法律の規定に求めると、商法四条一項は「商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為

ヲ為スヲ業トスル者」と規定し、同条二項も「物品ノ販売ヲ為スヲ業トスル者」とし、また商法五〇二条は、「営業トシテ之ヲ為ス」と規定している。さらに会社についてみれば、商法五二条一項は「商行為ヲ為スヲ業トスル目的」として、明らかに「営利性」を定め、また同条二項は、商行為を行なうことを業としないものであっても「営利ヲ目的トスル社團」は会社とみなしている。

▼企業は一個の組織体である

第二に、企業は資本・経営・労務からなる一個の組織体である。

企業は、厳密に言えば、その形態において個人企業と共同企業とがある。個人企業は、個人（営業主）が企業に出資し、それを経営し、その損益のすべてを享受する最も原始的な企業形態である。しかし、個人の使える時間は、いくら眠らないでがんばっても、一日二四時間である。また個人企業の場合、その資力の不足は他人からの貸借に頼らざるをえず、他人から金を借りれば期限がきたら返さねばならない。共同企業は、株式のような返す必要のない資本（自己資本）を集め、個人では達成できないような莫大な仕事を、多数の労働者の参加によって、実現することを可能にする。したがって、企業が一個の組織体であると言ふときの典型的な企業は、共同企業の中の特に株式会社企業である。そして、このような企業にあっては、その構成メンバーである個人は背後に退き、企業は、それ自身独立して活動する団体であり、その法的人格は、個人企業の場合の自然人に対して、組織体それ自体を一個の人格とする法人として立ち現

われる。

▼ 企業は社会的責任を負担する

従来の学説によれば、企業のメルクマールは、右に述べた営利性と組織体の二点である。これに對して、われわれは、あらためて「社会的責任」を加えたいと思う。それはつぎのような理由による。

資本主義の初期においては、企業が利潤を追求して、互いに競争することが社会の発展に寄与するものとして、社会的には「善」とされた。企業規模が拡大し、株式が分散し、経営者支配が行なわれるような大企業が出現しても、なお、「大きいことはよいことだ」という言葉が通用する時代が続いた。しかし、過当競争などにより、利潤率の低下傾向が生ずると、大企業は、カルテル、トラスト、コンツェルンといった反社会的な独占行為を行ない、また他方では公害や環境破壊を惹起し、ややもすれば消費者、労働者、さらには公害被害者などの犠牲の上に「現代社会を支配する」強者の地位を築き、社会的公平を欠くような事態を生じさせることも少なくなくなってきた。このような状況のもとでは、企業の恣意的行動に対するサンクシヨンのとして、企業の社会的責任の原理が確立されねばならない。「所有権は義務をとまなう」という法思想は、企業活動をその例外とするものとは思われないからである。

〈参考文献〉

法学書で「企業」の意義・概念を説明したものとして、つぎのものがある。